野木町の規定に基づき、令和4年度の野木町の職員人事行政等について、お知らせします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

【採用試験の実施状況】(令和4年度実績)

試験区分		受験者	最終 合格者
一般行政職	一般行政職 一般事務		5名
(令和5年4月採用)	一般事務(障がい者対象)	2名	_
保健師(令	1名	1名	
保健師(令	1名	1名	
社会福祉士(令和5年5月採用)	2名	1名

【退職者数】(令和4年度実績)

区分	定年退職	早期退職	普通退職	計
一般行政職	2	0	7	9
技能労務職	0	0	0	0
計	2	0	7	9

◆職員数の状況

【等級別職員の状況】(会和4年4月1日)

	基準となる 主な職務	職員数	構成比		
1級	主事 / 主事補	17名	10.0%		
2級	主事	19名	11.1%		
3級	主査	47名	27. 5%		
4級	係長/主任	50名	29. 2%		
5級	課長補佐	16名	9. 4%		
6級	課長	13名	7.6%		
7級	部長	4名	2. 3%		
1級		0名	0%		
2級	技能労務職	0名	0%		
3級		0名	0%		
4級		5名	2. 9%		
計		171名	100%		

【年齢階層別職員の状況】(令和4年4月1日)

	年齢	人数	構成比
19	歳以下	0名	0.0%
20 歳以	上 29 歳以下	29名	17. 0%
30 歳以.	上 39 歳以下	67名	39. 2%
40 歳以	上 49 歳以下	41名	23. 9%
50 歳以.	上 59 歳以下	34名	19. 9%
	合計	171名	100.0%

◆職員数・定員管理の状況

【部門別職員数の状況】(各年4月1日現在)

	立八月日		部門		区分	職員	製	対前年	 主な増減理由	
	미	J	运 为	3 年度	4 年度	増減数	工の追溯注出			
			議会	3	3	0				
			総務	49	45	4 4	未来開発課廃課による(▲ 3)、政策係(▲ 1)、 消防防災交通係(▲ 1)、 庶務文書係(1)			
			税務	12	11	▲ 1	町民税係(▲ 1)			
		而 和几	労働	0	0	0				
	चेर्ट	般行	農水	10	10	0				
	道	政部門	商工	4	4	0				
	会	闁	土木	17	17	0				
	普通会計部門		民生	15	16	1	子育て支援係(1)			
	門		衛生	14	18	4	環境リサイクル係(1)、新型コロナウイルス 感染症対策係(2)、健康増進係(1)			
			小計	124	124	0				
		教	育部門	30	31	1	学校用務員(▲ 1)、国体推進係(1)、図 書館係(1)			
		消	防部門	0	0	0				
			小計	154	155	1				
27 E D	公		水道	4	4	0				
	会企	-	下水道	4	4	0				
	公営企業等会計部門	-	その他	9	8	▲ 1	保健医療係(▲ 1)			
	肖等		小計	17	16	▲ 1				
		合	= †	171 [198]	171 [198]	0[0]				
(A) 4 A 64 A FEW TO A CHARLES										

- (注) 1. 令和4年度地方公共団体定員管理調査による。
 - 2. 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 3. [] 内は、条例定数の合計である。

2. 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

①人件費の総額(令和4年度一般会計決算見込)

人口(令和4年3月31日現在)	歳出額	人件費	人件費率
25, 099 名	8, 491, 944 千円	1, 481, 481 千円	17. 4%

※人件費には、職員給料・手当のほか、町長等特別職、議会議員、各種行政委員等に支給 される給与、報酬が含まれています。

②一般職員の給与費(令和4年度一般会計決算見込)

給料	564, 738 千円
職員手当	130, 997 千円
期末勤勉手当	219,714 千円
計	915, 449 千円

③特別職の報酬、手当(令和4年4月1日現在)

給料月額

(平均)

299,000円

302,300円

	区分	給料月額等
給	町長	780, 000 円
料	副町長	620,000円
	教育長	580,000円

	区分	給料月額等
報	議長	350,000円
酬	副議長	280,000円
	議員	260,000円

平均年齡

39.5歳

53.1歳

#0	区分	給料月額等	区分	給料月額等
期末手当	町長 副町長 教育長	6 月期 1. 625 月分 12 月期 1. 625 月分	議長 副議長 議員	6 月期 1. 625 月分 12 月期 1. 625 月分
	計	3.25 月分	計	3. 25 月分

④職員の平均給料月額及び平均年齢

(令和4年4月1日現在)

⑤職員の初任給

(令和4年4月1日現在)

区分	支給額	
一般行政職	大学卒	182, 200 円
	高校卒	150,600円
技能労務職	高校卒	147, 900 円

⑥職員の経験年数別・学歴別給料月額

(令和4年4月1日現在)

×	公分	経験年数 10 年	経験年数 20年	経験年数 30年
一般	大学卒	251,667円	351, 100 円	396, 200 円
行政職	高校卒	234, 700 円	- 円	375, 650 円

区分

一般行政職

(事務職員、技術職員) 技能労務職

(7)職員の手当状況 (令和4年度実績)

(1)戦長のナヨ れ が(1741年中度美額)					
区分	内容				
扶養手当	配偶者			6, 500 円	
	子			10,000円	
	その他の扶養親族			6,500円	
	16 歳から 22 歳の子 1 名につき			5,000 円加算	
通勤手当	公共交通機関利用		運賃相当額		
	自家用車など利用		2km 以上 2, 000 円から		
住居手当	借家	家賃に応じて 28, 000 円以内			
期末勤勉 手当	支給月	期末手当		勤勉手当	
	6 月期	1.2月分		0.92月分	
	12 月期	1.2月分		1.01 月分	
	計	2.4月分		1. 93 月分	
	職制上の段階、勤務の級等による加算措置があります。				

⑧勤務時間の状況

- 始業終業時間 8時30分~17時15分
- ※勤務の特殊性がある場合は、別に勤務時間を定めます。
- ●休憩時間 12時~13時

9年次有給休暇

- ●一の年度において、20日以内
- ●取得状況 平均使用日数10.5日

10特別休暇

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、忌引、交通機関の事故その他特別の事由により勤務しないことが相当と認められる休暇

3. 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業

◆育児休業及び部分休業

【概要】子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉 を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的 とする制度

- 育児休業利用状況 7名 (生後3年に達しない子を養育している職員)
- ●部分休業利用状況 3名 (3歳に満たない子を養育している職員が復職した場合に取 得できる・勤務しない時間給与減額)

(2) 自己啓発休業

地方公務員法第 26 条の 5 の規定に基づき、公務に関する 能力向上を目的として、大学等課程の履修又は国際貢献活動 のため休業する制度

• 自己啓発休業利用状況 なし

(3) 修学部分休業

地方公務員法第26条の2の規定に基づき、公務に関する能力向上を目的として、学校教育法に規定する各種教育施設で、勤務時間の一部を修学のために休業する制度

● 修学部分休業利用状況 なし

(4) 配偶者同行休業

地方公務員法第第26条の6の規定に基づき、配偶者の勤務 や修学等の外国滞在に同行するため休業する制度

配偶者同行休業利用状況 なし

区分	内容					
退職手当	勤続年数		自己都合	応募・定年		
	20年		19. 6695 月分	24. 586875 月分		
	25年		28. 0395 月分	33. 27075 月分		
	35年		39. 7575 月分	47.709月分		
	最高限度額		47.709月分	47. 709 月分		
	定年前早期退職者応募認定制度による特別措置があります。					
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合				3. 24%	
	支給総額				134 千円	
	手当の種類(手当数)			4		
時間外手当	4 年度	支給総額			59,651 千円	
		職員1人当たり支給年額		385 千円		
	1 3 年度 🗀	支給総額			47, 345 千円	
		職員	1 人当たり支給年額	307 千円		

①介護休暇

【概要】職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護で、勤務しないことが相当と認められる場合で、その勤務しない時間につき給与減額をする制度

取得状況 なし

(12)介護時間

【概要】職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間内の一部につき勤務しないことが相当と認められる場合で、その勤務しない時間につき給与減額をする制度

●取得状況 1名

13病気休暇

【概要】職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

● 医師等の証明書が必要な病気休暇の取得状況 6名

4. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1)分限処分

【概要】地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職をさせることができる制度

●分限処分の状況 4名

(2) 懲戒処分

【概要】地方公務員法第 29 条の規定に基づき、戒告、減給、 停職及び免職の処分をする制度

● 懲戒処分の状況 1名

5. 職員の服務の状況

(1)服務規律の概要

全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、誠実かつ 公正に職務に専念する規律

(2) 服務規律の確保のために

- ●地方公務員として相応しい接客等を行うために野木町職員 接遇マニュアルの実施
- 野木町人材育成基本方針の実施

6. 退職管理の状況

退職時課長職以上の職員で、令和5年4月1日以降 再就職した者 0名 (本町で再任用された者を除く)

7. 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修の実施状況(受講者数)

- 小山地区職員研修協議会研修…138 名
- 栃木県市町村職員研修協議会研修…25 名
- ●町自主研修…238名

(2) 職員の人事評価の実施状況

「人事評価制度」を平成28年度から導入・実施し、令和3年度の評価結果については、令和4年度6月期及び12月期の勤勉手当、1月期の昇給に反映しました。

区分	内容
目的	職員の能力及び業績を公正に把握することで、主体的かつ 高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実 績に基づく人事管理により、組織全体の士気高揚、公務能 率の向上、住民サービス向上を図る。
評価 対象者	一般職の職員
評価項目	【能力評価】評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価
	【業績評価】職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価
評価期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

- •健康診断…一般健康診断、がん検診、ストレスチェック診断
- •メンタルヘルス対策…カウンセリングの実施

(2) 労働安全衛生に関する事項

野木町職員衛生委員会の設置

(3) 公務災害補償の実施状況

【概要】地方公務員法第45条第1項の規定に基づき、職員が公務 により死亡、負傷若しくは疾病し、または障害状態になった 場合において、補償する制度

認定件数 0件

(4) 職員互助会への補助の実施状況

職員互助会が実施する職員の福利厚生事業に対し、1人当たり 1,500円の補助をしています。

9. 勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、令和4年度に新たな措置要求はなかった。

10. 不利益処分に関する不服申し立ての状況

係属事案はなく、令和4年度に新たな不服申し立てはなかった。

健 康 タ ウ ン の ぎ を 目 指 し て 88

間健康福祉課 (57) 4171



熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日 早朝に都道府県ごとに発表されます。

発表された情報はテレビ、SNSを通じて発信されます。

熱中症亡は

暑い環境で体温の調整ができなくなった状態で、めまいや吐き気、頭痛、失神等様々な症状をきたし、最悪の場合は死に至る疾患ですが、下記のような予防行動を行えば防ぐことが出来ます。

熱中症警戒アラート発表時は徹底した予防行動を!

ニー エアコンの使用

◆昼夜問わずエアコン等 を使用して温度調節をし ましょう。

- ◆のどが渇<前にこまめに 水分・塩分補給しましょ う。(1日1.2 L が目安)
- ◆涼しい服装にしましょう。

対している。 熱中症のリスクが高い方への声かけ

熱中症になりやすい方

- ◆高齢者・子ども・持病のある方・肥満の方・ 障がい者等
- ◆身近な方から、夜間を含むエアコンの使用やこまめな水分・塩分補給等を行うよう、声をかけましょう。

🚮 外出を避ける

- ◆暑さを避けることが最 も重要です。不要不急 の外出はできるだけ避 けましょう。
- ◆暑さ指数(WBGT)を 確認しましょう。

運動の中止や延期

◆暑さ指数(WBGT)に応 じて屋外やエアコン等が 設置されていない屋内で の運動は、原則、中止や 延期をしましょう。

暑さ指数(WBGT)とは

暑さ指数 (WBGT) とは、気温、湿度、輻射熱 (日差し等) からなる熱中症の危険性を示す指標で、「危険」「厳重警戒」「警戒」「注意」「ほぼ安全」の 5 段階があります。段階ごとに熱中症を予防するための生活や運動の目安が示されていますので、日常生活の参考にしましょう。環境省熱中症予防情報サイト 製売